

騒音規制法の特定施設【騒音規制法施行令 別表第1】

特定施設		規模要件等
1	金属加工機械	
	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が ⁶ 22.5kW 以上
	ロ 製管機械	
	ハ ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上
	ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く
	ホ 機械プレス	呼び加圧能力が 294kN 以上
	ヘ せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上
	ト 鍛造機	
	チ ワイヤフォーミングマシン	
	リ ブラスト	タンブラスト以外ののものであって、密閉式のものを除く
	ヌ タンブラー	
	ル 切断機	といしを用いるもの
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上
4	織機	原動機を用いるもの
5	建設用資材製造機械	
	イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量 0.45m ³ 以上
ロ	アスファルトプラント	混練機の混練重量が ⁶ 200kg 以上
6	穀物用製粉機	ロール式のものであって原動機の定格出力が 7.5kW 以上
7	木材加工機械	
	イ ドラムバーカー	
	ロ チッパー	原動機の定格出力が ⁶ 2.25kW 以上
	ハ 碎木機	
	ニ 帯のこ盤	製材用のもの：原動機の定格出力が ⁶ 15kW 以上 木工用のもの：原動機の定格出力が 2.25kW 以上
	ホ 丸のこ盤	製材用のもの：原動機の定格出力が ⁶ 15kW 以上 木工用のもの：原動機の定格出力が 2.25kW 以上
ヘ	かんな盤	原動機の定格出力が ⁶ 2.25kW 以上
8	抄紙機	
9	印刷機械	原動機を用いるもの
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳造型機	ジョルト式のもの

* 移動式の場合は特定施設から除外されるが、移動式であっても台座が固定されるものは特定施設になり得る。